

# **湧別町過疎地域自立促進市町村計画**

**平成28年度～令和2年度**

**北海道紋別郡湧別町**



# 目 次

1	基本的な事項	
(1)	湧別町の概況	1
(2)	人口及び産業の推移と動向	3
(3)	湧別町行財政の状況	7
(4)	地域の自立促進の基本方針	9
(5)	計画期間	10
(6)	公共施設等総合管理計画との整合	11
2	産業の振興	
(1)	現況と問題点	12
(2)	その対策	14
(3)	計 画	17
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	19
3	交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	
(1)	現況と問題点	20
(2)	その対策	21
(3)	計 画	23
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	24
4	生活環境の整備	
(1)	現況と問題点	25
(2)	その対策	27
(3)	計 画	29
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	30
5	高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
(1)	現況と問題点	31
(2)	その対策	32
(3)	計 画	32
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	32
6	医療の確保	
(1)	現況と問題点	33
(2)	その対策	33
(3)	計 画	34
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	34

7	教育の振興	
(1)	現況と問題点	3 5
(2)	その対策	3 6
(3)	計 画	3 8
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	3 8
8	地域文化の振興等	
(1)	現況と問題点	3 9
(2)	その対策	3 9
(3)	計 画	3 9
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	3 9
9	集落の整備	
(1)	現況と問題点	4 0
(2)	その対策	4 0
(3)	計 画	4 1
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	4 1
10	その他地域の自立促進に関し必要な事項	
(1)	現況と問題点	4 2
(2)	その対策	4 2
(3)	計 画	4 2
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	4 2

## 1 基本的な事項

### (1) 湧別町の概況

#### ア 湧別町の自然的・歴史的・社会的・経済的諸条件の概要

湧別町は、北海道の北東部、オホーツク総合振興局管内の中央部に位置し、東にサロマ湖を擁し、北はオホーツク海に面しており、総面積505.74km<sup>2</sup>を有しており、東は佐呂間町と北見市、西は紋別市、南は遠軽町と隣接しています。

地形は、北部オホーツク海沿岸地域は北見峠に水源を発する湧別川が平野部中央を流れ、オホーツク海へと注ぎ、湧別川を挟み東西に湧別原野が広がっており、東部は北見山脈嶺が南北に続き、これらの山脈を源としサロマ湖に注ぐ河川があり、この流域に帯状の原野が広がり、西部はシブノツナイ湖に注ぐ河川沿いにシブノツナイ原野が広がり、奥地は山間部となっており、一般的に海岸線沿い及び湧別川両岸が平坦地で山間地域は緩傾斜地となっています。

気候は、オホーツク海型気候地帯としての特色をもち、内陸部は四季を通じて比較的気温が高い反面、沿岸部はおおむね冷涼で、オホーツク海高気圧の停滞によっては北東の風により海霧が発生し、作物の生育を阻害することもあります。年間平均気温は6.2℃、年間降水量は693mm程度と少雨地域であり、冬期の降雪量は比較的少ない地域となっています。

本町の歴史は、明治15年に農業を目的として、湧別原野の開墾がなされたことから始まり、明治22年には、湧別原野植民地選定に基づく植民地の区画測設が行われ、明治30年・31年には、屯田兵399戸が家族とともに湧別浜に上陸後内陸部に入植し、湧別原野の更なる開拓が進展しました。

明治30年には、紋別外9カ村戸長役場から分離し、湧別戸長役場が設置されましたが、明治43年4月に6号線を境に下湧別村と上湧別村とに分村しました。また、大正8年には、上湧別村から遠軽村が分村独立し、その後、昭和25年に湧別村の床丹地区を分割し佐呂間村へ編入、昭和28年に両湧別村ともに町制を施行し、合併前の「湧別町」と「上湧別町」が形成されました。歴史的な深いつながりと、農林水産業を基幹とする産業や文化面での交流、学校給食センターの共同設置や公共下水道事業を共同実施するなど、行政面においても関わりが深い両地域は、将来の自立のために合併を選択し、明治43年の分村からちょうど100年の時を経た平成21年10月5日に再び「湧別町」として共に歴史を刻むこととなりました。

交通基盤については、隣接町及び主要都市への連絡交通路として、国道242号線・238号線の2路線があり、航空路として紋別市にはオホーツク紋別空港、鉄道は、遠軽町にJR遠軽駅があります。

主要産業は、農業を中心に水産業、林業と第一次産業が基幹産業であり、農業水産物の加工、木材の加工等の製造業、建設業、窯業となっていますが、国際間の競合や地域間競争による価格低迷など社会経済情勢の変化により、それぞれ厳しい経営環境となっています。

#### イ 過疎の状況

昭和35年の国勢調査で22,984人であった人口は、以降一貫して減少傾向をたどり、平成22年の国勢調査では10,041人と50年間で12,943人減少し、減少率は56.3%となっています。若年層の流出等の社会減や出生率の低下に伴う自然減が主な要因であり、若年者比率は25.3%から11.2%に減少、逆に高齢者比率は5.4%から32.2%と大きく増加するなど、人口減少による過疎化とともに少子・高齢化社会が進展しています。

このため、旧両湧別町とも昭和45年の過疎地域対策緊急措置法、昭和55年の過疎地域振興特別措置法、平成2年の過疎地域活性化特別措置法、平成12年の過疎地域自立促進特別措置法による指定を受け、産業の振興をはじめ各分野における過疎対策事業を実施してきており、農林水産業の生産基盤の向上、下水道施設整備等の生活環境の向上、保育所及び児童センターの改築による子育て支援や観光施設の整備など、地域の活性化並びに住民生活と福祉向上の推進を図ってきました。

## ウ 現在の課題

今後、人口は一時期の急激な落ち込みはないものの、出生率の低下や職場を求める若者の流出により減少が続く、高齢化の進行が予測されます。

とりわけ、基幹産業である農林水産業に従事する生産年齢層の減少は、町の活力減退となる要因であり、社会経済情勢に大きく左右されやすいことから、経営の体質強化と安定向上を図るために、自然環境に配慮しながら生産基盤の拡充や資源の維持増進に努める必要があります。

また、豊かな自然に恵まれた観光資源を有効活用した観光客誘致による観光振興を図るなど、高齢化社会に配慮した町の活性化対策の実施が求められており、行財政の効率化など合併によるプラス効果を実現していくことが求められています。

## エ 町の社会経済的発展の方向

湧別町は、恵まれた自然環境を活かし、農林水産業の第一次産業を主体として発展してきた地域です。今後は、地域の特性に合った農業・林業・水産業の展開による第一次産業の更なる発展が期待され、第一次産業から生じる様々な地域の素材を活用し、第二次、第三次産業の振興に結びつける新たな連携の確立が地域経済の大きな発展につながる可能性をもっています。

本町は、オホーツク海、サロマ湖、チューリップ公園など、全国ブランドとして確立された地域の魅力あふれる資源を有しており、災害等の発生が少なく、安全で安心して四季折々の豊かな日々の生活を送ることのできる全国に誇れる自然環境があります。しかし、ともすれば個々の地域だけの資源として捉える傾向もあり、地域全体の資源としてのアピールに至っていない面もありました。

今後は、環境に配慮した太陽光発電等の自然エネルギーの活用を推進し、「オホーツク海・サロマ湖・緑そして稔り豊かな大地・色とりどりの花・安全で快適な居住空間」を町のブランドとして発信し、イメージを大きく向上させることに努め、地域資源を活かした観光をはじめとする産業の活性化に繋げていくことが必要です。

また、町民と行政が個々の役割を十分相互に認識し、協働による自治体運営の課

題と目標に向けて取り組むことで、住民自治の意識の醸成と地域コミュニティの機能強化が図られ、様々な分野で合併の目的が達成されるものと考えられます。

## (2) 人口及び産業の推移と動向

### ア 人口の推移と動向

昭和35年の国勢調査で22,984人であった人口は、その後人口の流失が続 き、一貫して減少傾向をたどっています。平成22年の国勢調査では10,041 人と50年間で12,943人減少しており、減少率は56.3%となっています。 国鉄湧網線及びJR名寄本線の廃止、NTT、雪印乳業(株)、(株)池内ベニヤといった 企業や国又は北海道の出先機関などの統廃合による職員・従業員の町外転出や若年 層の流出などによる社会減や出生率の低下に伴う自然減が主な要因であり、昭和3 5年と平成22年を比較すると、若年者比率が25.3%から11.2%に減少し、 逆に高齢者比率は5.4%から32.2%と大きく増加するなど、人口減少による 過疎化とともに少子化、高齢化社会が進展しています。

表 1-1(1)人口の推移（国勢調査）

区 分	昭和 35 年		昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 22,984		人 19,920	% △13.3	人 16,919	% △15.1	人 15,017	% △11.2	人 14,326	人 △4.6
0 歳～14 歳	8,125		6,033	△25.7	4,353	△27.9	3,706	△14.9	3,152	△15.0
15 歳～64 歳	13,614		12,612	△7.4	11,249	△10.8	9,836	△12.6	9,425	△4.2
うち 15 歳～ 29 歳 (a)	5,823		4,807	△17.4	3,855	△19.8	2,909	△24.5	2,606	△10.4
65 歳以上 (b)	1,245		1,275	2.4	1,317	3.3	1,475	12.0	1,749	18.6
(a)／総数 若年者比率	% 25.3		% 24.1	—	% 22.8	—	% 19.4	—	% 18.2	—
(b)／総数 高齢者比率	% 5.4		% 6.4	—	% 7.8	—	% 9.8	—	% 12.2	—

区 分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	実数	増減率								
総 数	人 13,702	% △4.4	人 12,692	% △7.4	人 12,042	% △5.1	人 11,423	% △5.1	人 10,758	% △5.8
0 歳～14 歳	2,778	△11.9	2,276	△18.1	1,970	△13.4	1,679	△14.8	1,464	△12.8
15 歳～64 歳	8,927	△5.3	8,109	△9.2	7,372	△9.1	6,748	△8.5	6,115	△9.4
うち 15 歳～ 29 歳 (a)	2,298	△11.8	1,969	△14.3	1,703	△13.5	1,630	△4.3	1,341	△17.7
65 歳以上 (b)	1,997	14.2	2,305	15.4	2,700	17.1	2,996	11.0	3,179	6.1
(a)／総数 若年者比率	% 16.8	—	% 15.5	—	% 14.1	—	% 14.3	—	% 12.5	—
(b)／総数 高齢者比率	% 14.6	—	% 18.2	—	% 22.4	—	% 26.2	—	% 29.6	—

区 分	平成 22 年	
	実数	増減率
総 数	人 10,041	% △6.7
0 歳～14 歳	1,226	△16.3
15 歳～64 歳	5,582	△8.7
うち 15 歳～ 29 歳 (a)	1,124	△16.2
65 歳以上 (b)	3,233	1.7
(a)／総数 若年者比率	% 11.2	—
(b)／総数 高齢者比率	% 32.2	—

(注) 平成 12 年度から 27 年度までに廃置分合等に伴い  
 公示された過疎地域のうち、法第 33 条第 2 項による  
 「過疎地域とみなされる区域」については、区域を合  
 算した表及び当該区域を含む市町村全体の表を作成。

表 1-1(2)人口の推移（住民基本台帳）

区 分	平成 1 2 年 3 月 31 日		平成 1 7 年 3 月 31 日			平成 2 2 年 3 月 31 日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総 数	人 11,650	—	人 10,979	—	% △5.8	人 10,217	—	% △6.9
男	5,545	% 47.6	5,222	% 47.6	△5.8	4,882	% 47.8	△6.5
女	6,105	% 52.4	5,757	% 52.4	△5.7	5,335	% 52.2	△7.3

区 分	平成 2 6 年 3 月 31 日			平成 2 7 年 3 月 31 日			
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率	
総 数 (外国人住民除く)	人 9,525	—	% △6.8	人 9,383	—	% △1.5	
男 (外国人住民除く)	4,554	% 47.8	△6.7	4,503	% 48.0	△1.1	
女 (外国人住民除く)	4,971	% 52.2	△6.8	4,880	% 52.0	△1.8	
参 考	男 (外国人住民)	3	% 3.2	—	10	% 9.1	% 333.3
	女 (外国人住民)	92	% 96.8	—	100	% 90.9	% 108.7

表 1-1(3)人口の見通し（総合戦略・人口ビジョン、公共施設等総合管理計画）

区 分	実 数 値		将 来 人 口 推 計				
	平成 22 年 (2010 年)	平成 27 年 (2015 年)	令和 2 年 (2020 年)	令和 7 年 (2025 年)	令和 12 年 (2030 年)	令和 17 年 (2035 年)	令和 22 年 (2040 年)
総 数	人 10,041	人 9,373	人 8,749	人 8,187	人 7,674	人 7,179	人 6,735
0～14 歳	1,226	1,049	907	843	817	805	846
15～64 歳	5,582	4,994	4,482	4,094	3,779	3,514	3,173
64 歳以上	3,233	3,330	3,361	3,250	3,078	2,861	2,716

## イ 産業構造

産業別就業人口の昭和 35 年から平成 22 年の 50 年間の推移は、第一次産業が 4,930 人（74.5%）の減、第二次産業が 4,99 人（30.7%）の減、第三次産業は 4,06 人（15.4%）の減となっています。減少の多くは、町外へと流出しています。

第一次産業の減少は著しいものがありますが、第一次産業の平成 12 年と平成 17 年を比較すると 156 人（8.2%）の減少、平成 17 年と平成 22 年を比較すると 61 人（3.5%）の減少と減少数は低くなっているものの今後も減少基調で推移すると予想されます。

第一次産業の衰退は、農林水産業経営者の高齢化と後継者不足、海外からの輸入品との価格競争の激化などがその要因となっています。

第二次産業は、第一次産業と比較して業績が堅調である農産物の加工業、建設業、水産物の加工業がこれを支えており、第一次産業で生産される地場産品が加工製造され、地域の産業が形成されています。

第三次産業については、近隣地における大型店の存在や、商圈動向に影響を受けた後継者不足等による減少が進んでおります。

表 1 - 1 (4) 産業別人口の動向 (国勢調査)

区 分	昭和 35 年		昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 10,852		人 9,708	% △10.5	人 8,692	% △10.5	人 7,618	% △12.4	人 7,723	% △13.8
第一次産業 就業人口比率	% 61.0		% 51.8	—	% 44.4	—	% 40.9	—	% 38.3	—
第二次産業 就業人口比率	% 15.0		% 20.1	—	% 23.3	—	% 25.8	—	% 25.6	—
第三次産業 就業人口比率	% 24.0		% 28.1	—	% 32.2	—	% 33.2	—	% 36.1	—

区 分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	実数	増減率								
総 数	人 7,275	% △5.8	人 6,846	% △5.9	人 6,486	% △5.3	人 5,964	% △8.0	人 5,460	% △8.5
第一次産業 就業人口比率	% 39.1	—	% 37.7	—	% 32.7	—	% 31.9	—	% 32.0	—
第二次産業 就業人口比率	% 23.8	—	% 26.1	—	% 27.2	—	% 26.3	—	% 25.7	—
第三次産業 就業人口比率	% 37.0	—	% 36.2	—	% 40.1	—	% 41.8	—	% 42.3	—

区 分	平成 22 年	
	実数	増減率
総 数	人 5,017	% △8.1
第一次産業 就業人口比率	% 33.6	—
第二次産業 就業人口比率	% 22.5	—
第三次産業 就業人口比率	% 43.9	—

(注) 平成 12 年度から 27 年度までに廃置分合等に伴い公示された過疎地域のうち、法第 33 条第 2 項による「過疎地域とみなされる区域」については、区域を合算した表及び当該区域を含む市町村全体の表を作成。

### (3) 湧別町行財政の状況

#### ア 行政の状況

地方分権の推進により、国と地方の新しい関係を構築し、自治体の自主・自立を高め、自治体に求められるより専門性の高い高度な事務が質・量ともに増大しています。

本町の職員数は、平成27年4月1日現在155名で、町長部局に9課を配し、旧湧別町地域に総合支所を設置しています。あわせて5つの行政委員会等を設置しており、行政の効率化、円滑化を図り、増大する行政需要に対処しています。

広域行政については、遠軽地区3カ町による消防・救急業務、ごみ処理・し尿処理、リサイクル事業を共同運営する遠軽地区広域組合を組織しており、同3カ町による介護認定審査会と障害区分認定審査会を共同設置しています。

また、オホーツク総合振興局管内の町村で組織する、オホーツク管内町村公平委員会、網走地方教育研修センターに加入しています。

この他、地域開発等の指定としては、低開発工業地域、農業振興地域、山村振興地域に指定されており、町内の登栄床、上芭露、志撫子、計呂地の4地区が辺地として指定されています。

#### イ 財政の状況

本町の財政規模は、平成12年度歳入総額112億9,925万2千円から平成25年度歳入総額89億2,920万1千円と額にして23億7,005万1千円減少し、率にすると21.0%減少しており、これは地方交付税が8億8,451万4千円、率にして15.8%削減となったことと普通建設事業等の減少に伴う国庫支出金、都道府県支出金及び地方債の減少が大きな要因となっています。

自主財源である地方税は、7.1%増加しており、歳入総額に占める割合も、平成12年度の8.1%から平成20年には11.0%となっています。

一方、歳出面では平成12年度歳出総額111億2,150万9千円から平成25年度は85億3,819万円と決算額で25億8,331万9千円、率にして23.2%減少と財政規模を大きく縮小しておりますが、義務的経費は4.3%減と横ばいであるものの、投資的経費が54.8%減少し、財政の硬直化が顕著となっています。

厳しい財政状況の中で、限られた財源を事業の必要性和緊急度を考慮したうえで有効に活用し、効率的・効果的な事業の執行が必要であり、社会経済動向を見据え、長期的展望に立った健全な財政基盤の確立が不可欠となっていることから、「行政改革大綱」を策定し、行政システムの見直しや組織体制のスリム化、事務事業の効率化を図り、住民福祉の増進と安全で安心して住民が居住し続けることができる持続可能な財政基盤の確立を推進する必要があります。

表 1—2(1) 市町村財政の状況

(単位:千円)

区 分		平成12年度	平成17年度	平成22年度	平成25年度
歳入総額 A	旧上湧別町	5,427,107	4,113,314	9,658,976	8,929,201
	旧湧別町	5,872,145	4,481,791		
一般財源	旧上湧別町	3,323,045	2,672,739	6,005,631	6,015,749
	旧湧別町	3,665,230	2,875,422		
国庫支出金	旧上湧別町	378,966	137,440	1,156,553	597,846
	旧湧別町	428,104	250,755		
都道府県支出金	旧上湧別町	353,349	146,463	557,191	415,201
	旧湧別町	467,876	179,659		
地方債	旧上湧別町	790,480	308,300	1,093,000	997,100
	旧湧別町	880,000	858,100		
うち過疎債	旧上湧別町	606,100	70,100	418,500	570,900
	旧湧別町	161,600	602,900		
その他	旧上湧別町	581,267	848,372	846,601	903,305
	旧湧別町	430,935	317,855		
歳出総額 B	旧上湧別町	5,327,095	4,029,076	9,192,746	8,538,190
	旧湧別町	5,794,414	4,391,179		
義務的経費	旧上湧別町	1,638,502	1,738,984	3,313,686	3,065,388
	旧湧別町	1,564,798	1,592,489		
投資的経費	旧上湧別町	1,795,693	406,853	2,356,668	1,937,918
	旧湧別町	2,489,770	1,289,396		
うち普通建設事業	旧上湧別町	1,501,304	406,848	2,356,668	1,937,918
	旧湧別町	2,469,059	1,289,396		
その他	旧上湧別町	1,892,900	1,883,239	3,522,392	3,534,884
	旧湧別町	1,739,846	1,509,294		
過疎対策事業費	旧上湧別町	720,000	276,336		
	旧湧別町	2,388,647	1,145,552		
歳入歳出差引額 C (A-B)	旧上湧別町	100,012	84,238	466,230	391,011
	旧湧別町	77,731	90,612		
翌年度へ繰越すべき財源 D	旧上湧別町	41,795	0	84,139	35,966
	旧湧別町	137	81		
実質収支 C-D	旧上湧別町	58,217	84,238	382,091	355,045
	旧湧別町	77,594	90,531		
財政力指数	旧上湧別町	0.18	0.22	0.20	0.22
	旧湧別町	0.16	0.20		
公債費負担比率	旧上湧別町	17.1	22.8	20.6	16.7
	旧湧別町	17.9	22.7		
実質公債費比率	旧上湧別町	—	13.0	14.6	11.1
	旧湧別町	—	12.4		
起債制限比率	旧上湧別町	1.8	9.6	11.8	7.9
	旧湧別町	5.9	8.5		
経常収支比率	旧上湧別町	77.1	87.5	78.2	76.8
	旧湧別町	71.9	78.2		
将来負担比率	旧上湧別町	—	—	—	—
	旧湧別町	—	—		
地方債現在高	旧上湧別町	5,816,051	6,289,117	10,264,576	9,911,364
	旧湧別町	6,409,175	6,807,605		

## ウ 主要公共施設整備水準等の現状と動向

本町における交通通信網をはじめ、上・下水道施設、消防施設等の生活環境施設、社会福祉施設、教育文化施設などの生活基盤及び産業基盤の整備については、町総合計画を基本として、過疎地域自立促進計画、辺地総合計画などによる総合的、計画的な諸施策の展開によって公共施設が整備されてきています。

今後は、施設の管理体制見直しや統廃合など、合併のプラス効果を実現しながら、施設の自然環境に配慮し住民の生活環境と福祉の向上、地域の活性化のための施設整備の実施が必要となっています。

表 1 - 2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区 分		昭和 45 年度末	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	平成 25 年度末
市 町 村 道 改 良 率 (%)	旧上湧別町	3.0	17.6	44.0	49.0	63.0	63.2
	旧湧別町	6.2	37.9	65.0	67.8		
市 町 村 道 舗 装 率 (%)	旧上湧別町	0.1	6.7	28.9	39.9	51.4	51.7
	旧湧別町	0.2	14.0	42.8	53.1		
農道延長 (m)	旧上湧別町	—	—	—	—	3,794	3,794
	旧湧別町	—	—	2,164	3,795		
林道延長 (m)	旧上湧別町	16,308	28,512	11,249	14,175	21,506	25,179
	旧湧別町	—	—	12,813	17,709		
水 道 普 及 率 (%)	旧上湧別町	35.1	51.5	63.9	74.0	87.4	85.5
	旧湧別町	10.7	16.2	61.9	74.9		
水 洗 化 率 (%)	旧上湧別町	—	—	—	—	61.6	69.2
	旧湧別町	—	—	—	9.7		
人口千人当たり病院、診療所 の病床数 (床)	旧上湧別町	22.2	16.7	28.5	27.3	4.7	4.9
	旧湧別町	2.1	1.6	1.0	1.1		

### (4) 地域の自立促進の基本方針

本町においては、旧湧別町と旧上湧別町が昭和45年以降取り組んできた過疎対策事業により、町民の生活基盤である公共施設等の整備は進展してきましたが、一部地域や住民にとっては、残された格差の是正が急務となっています。

また、人口の減少と少子高齢化の急速な進展により、産業の低迷や地域活動の停滞など、適切に対処しなければ町の活力がますます衰退してしまう危機にさらされています。

こうした中、地域の自立促進と、先人より培われ受け継がれてきた開拓の歴史と伝統を尊重し、地域が共存発展するため「人と自然が輝くオホーツクのまちづくり」を目指し、次の5本の柱を掲げ取り組みを進めています。

第一に「安全・安心でうるおいのある快適な暮らしが実感できるまちづくり」では、豊かな自然を守り育て、みんなが安心してうるおいと安らぎのある生活を実感できるまちを目指します。

第二に「自然にやさしく活力のある産業を活かすまちづくり」では、優れた自然環境や地域資源を活かし、基幹産業である農林水産業の発展に努め、生産基盤の安定したまちを目指します。

第三に「心やさしく健やかな心身を育てるまちづくり」では、保健・福祉への取り組みを引き継ぎ、健康の増進や子育て支援の充実に努め、総合的な暮らしやすさが向上するまちを目指します。

第四に「たくましく心豊かな人を育むまちづくり」では、明日を担う人間性豊かな人材の育成と文化の香り高いまちを目指します。

第五に「自ら参加しみんなで築く協働のまちづくり」では、コミュニティを活発化し、みんなと創り育てる町を目指します。

これらのまちづくりの実現に向けては、住民がそれぞれの役割を理解し、まちづくりに主体性をもって取り組むことであり、これまでの取り組みを継続発展させていく必要があります。自然環境の保全を重視した中で、生産基盤の確立と生活環境基盤の充実のための対策を取り進めなくてはなりません。

交通ネットワークの向上、医療環境の確保・向上、生産物の流通・販路拡大や観光客の集客率向上、消防・救急体制及び防災対策の強化、交通安全・防犯対策の向上など、様々な取り組みを効果的に推進するためには、国や道の施策との整合性を図り、関係する機関並びに近隣市町村との連携による広域的な取り組みが必要です。

本町の豊富な資源は、その雄大な自然ばかりではなく、地域で生活を営む人々も人材という最も大切な資源であり、地域コミュニティの醸成によるマンパワーの発揮を促し、時代を担う子どもたちを守り育てる子育て支援の充実と、中高一貫教育の推進のため高度情報化社会に対応できる教育環境の充実、災害による生命・財産の被害を防止する緊急災害情報の迅速かつ的確な伝達体制の確立に努めなければなりません。

そのため、この湧別町過疎地域自立促進市町村計画による施策の展開と、現在、策定を進めている第2期総合計画を住民とともに創り上げ、第1期総合計画のテーマである「人と自然が輝くオホーツクのまちづくり」を継承し、豊かな地域の農林水産資源を守り、自然と共生し、地域資源を活かし基幹産業である第一次産業を守り育て、地域で住民が将来にわたり安全で安心して暮らしていくことができる生活基盤の整備の推進に向けた施策を進め、地域住民をはじめ移住者、観光客へ豊かな自然空間の提供と安心・安全な食料の供給を図り、地域の活性化と自立を果たしていくものとします。

## (5) 計画期間

この計画の期間は、平成28年4月1日から令和3年3月31日までの5箇年間とします。

(6) 公共施設等総合管理計画との整合

本町においては、これまで取り組んできた過疎対策等により、町民の生活基盤である公共施設等の整備を進めてきましたが、老朽化対策と2町の合併により生じた類似公共施設の統廃合が必要となり、厳しい財政状況が続くなかで、人口減少と少子高齢化によって公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されます。

このような状況の中、本町では、施設の現況と将来費用の見通しを推計し、将来の基本的な管理方針を定めた「湧別町公共施設等総合管理計画」を平成29年3月に策定し、①統合や廃止の推進方針 ②耐震化の実施方針 ③維持管理、修繕、更新等の実施方針 ④点検・診断等の実施方針 ⑤安全確保の実施方針 ⑥長寿命化の実施方針 ⑦総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針を定めています。

本計画では、公共施設等総合管理計画との整合を図りながら、公共施設等の適切な管理を推進するとともに、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

## 2 産業の振興

### (1) 現況と問題点

本町は、豊かな自然環境のもと農林水産業の第一次産業を基幹産業として発展し、第一次産業からの様々な生産物を有効活用し、製造、加工、流通、販売することで、第二次産業、第三次産業と結びつき、地域産業全体の振興につなげています。

#### ア 農業

農業は、農畜産物に関わる国際競争の激化や価格低迷、生産資材の高騰などにより厳しい経営環境にあり、高齢化や後継者、担い手不足によりその取り巻く情勢は厳しい現状にあります。また、食の安全・安心に対する消費者の関心の高まり、さらには国が進める「新たな食料・農業・農村基本計画」に基づく農協改革・農業委員会改革など大きく状況が変化しています。

こうした状況の中、地域の特性を活かした持続的な農業を展開するためには、意欲と能力のある担い手の育成・確保や農業経営の体質強化が必要であり、生産基盤の整備とともに農業改良普及センターや農業関係団体等との連携による先進的技術の導入や新たな生産体制の構築等、各種施策を総合的に推進する必要があります。

#### イ 林業

本町の森林面積は27,774haと本町の総面積の55%を占め、豊かな森林資源に支えられています。

森林・林産業を取り巻く環境は、長期に渡る木材価格の低迷や森林所有者の経営意欲の減退などにより山離れが進んでおり、先人たちが戦後に造林した人工林が伐採時期を迎えた現在、伐採後の跡地が造林されないまま放置されている箇所が点在するなど、林業労働者の高齢化や、担い手不足などにより事業体の減少や事業ができないなどの問題が発生しています。

森林は、国土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止、林産物の供給など多面的な機能を有しており、本町の基幹産業である農業・漁業の支えとなる養分を豊富に含む水の安定的な供給に大きく寄与しています。

このような森林が持つ公益的な機能を維持増進させるためには計画的な森林施策が必要であり、伐採後の森林を植える・育てる・使う・植えるという森林資源の循環利用を推進し恒久的な森林資源の維持増進を図ることが重要です。

近年では木質バイオマス発電の取り組みが始まり未利用材の有効活用が行われてきています。

造林・保育事業や林道及び作業路の開設及び補修の路網整備への支援を行うと共に、森林組合や各関係機関と連携を図り積極的な事業への取り組みを行います。

森林の大切さや働きなどを子供の頃から理解して貰うための木育事業を推進し、町民とともに植樹を実施しています。

また、農業及び漁業への有害鳥獣による被害が年々増加傾向にあり、その未然防止対策として鳥獣被害防止計画に基づき有害鳥獣の捕獲を行っておりますが、ハンターの高齢化などにより年々減少していることから、銃器による捕獲以外にワナによる捕

獲者の確保が必要となっています。

## ウ 水産業

本町の漁業は、沿岸漁業とホタテガイを中心とした養殖漁業を主体としており、サロマ湖内のホタテガイ養殖漁業やオホーツク海での稚貝放流による外海ホタテガイ漁業の輪採体制の実施により、漁業経営の安定化が図られてきましたが、水産物価格の低迷や燃油・漁業資材の高騰、漁場環境の保全など抱える問題は多岐にわたっています。

このため、国内外の多様化するニーズや基準に対応した水産物の供給体制の整備、効率的な漁業活動の取り組みによる漁業経費の削減が求められています。また、食の安全性に対するニーズに対応した、高度な衛生管理と鮮度管理の処理過程を経る流通体制の整備を図り、産地水産物の高付加価値化に努める必要があります。

## エ 商工業

商業は、両湧別地域の市街地を主として商店街が形成されていますが、消費者ニーズの多様化と日常生活圏の拡大により、近隣市町へと消費者の多くが流出し、地元購買力が減少しています。

このことから、商工会を中心として事業者の自助努力を促しながら、多様化する消費者ニーズに対応した利便性の高い魅力ある店舗づくり、地元消費の拡大を図り経営力の向上などを支援していく必要があります。

工業は、農林水産物を活用した製造業が多く、第一次産業と密接な関係を持ち、地域振興に大きな役割を果たしています。

このことから、付加価値の高い製品開発を促進し、生産性の拡大や経営安定化などにより工業の振興を図る必要があり、魅力ある雇用・就業の機会の確保や地域経済の拡大等の効果が期待される企業の誘致にも取り組むことが求められています。

## オ 観光

観光では、近年、東アジア地域を中心に外国人観光客が大幅に増加しているものの、これまでの自然・食・温泉といった恵まれた観光資源に依存した定番観光の行き詰まりや、各種観光イベントの集客力の低下、情報発信力の不足などにより、観光入り込み客数は減少傾向にあります。

本町は、雄大なオホーツク海と網走国定公園サロマ湖などの自然環境資源やチューリップ公園、かみゆうべつ温泉チューリップの湯、ファミリー愛ランドYOUなど、これまで整備してきた各施設により観光振興を図ってきましたが、季節型・回遊型観光から通年型・滞在型観光への転換が課題となっており、今後は、これら観光資源やイベント、地場産品との連携を強化するとともに、新たな観光資源を発掘するなどのほか、国内外へ積極的なPR活動を進めるなど戦略的な観光振興対策が必要となっています。

近年は、自然志向、健康志向やスローライフといった生活スタイルの変化に合わせ、自然と触れ合う、田舎暮らしを楽しむグリーンツーリズムを通して、体験型観光や滞在型観光を推進し交流人口を増加させ、広域での花観光の取り組みのほか観光客誘致

の取り組みを拡大していく必要があります。

農業は、生産・経営基盤の強化を図り、生産性の向上と良質で安全性の高い食料供給基地として、また、林業は、優良な木材供給基地としての発展を目指した振興施策の展開が求められています。

酪農は、生乳生産量がオホーツク管内第一位となり産地としての規模が拡大し、オホーツクの酪農主産地として、湧別ブランドの確立や販路の拡大と流通の合理化等が期待されています。

安全性の高い畜産物の提供のために、家畜伝染病の発生防止や蔓延防止のための防疫体制の一層の強化が必要です。

農林水産業は、安全で高品質な生産品の提供により国際競争力を強化し、国外需要を高め、農林水産業と商工業、観光等をはじめとした産業間の連携を強化し、第二次産業、第三次産業の振興を図らなければなりません。

## (2) その対策

### ア 農業

- ① 農業生産力の向上を図るため、経営規模の拡大や国営・道営などの事業活用による生産基盤の整備を促進し、指導機関と連携し家畜排せつ物を有効に活用した地力増進を推進します。
- ② コントラクターなど効率的な農作業受委託の推進と担い手への農用地の集積を図る農地流動化の促進、交流や研修の実施により後継者の育成・確保と新規就農者の受け入れ体制の整備に努めます。
- ③ 農業経営の学習機会の充実を図り、関係機関との連携を密にし、長期展望にたった経営指導体制の強化に努めます。
- ④ 安定した農産物を生産するため、輪作体系の確立と土壌診断による効率的な土づくりを推進します。
- ⑤ 消費者ニーズに対応した品質の向上や安全・安心な農産物の生産を推進し、高収益作物の奨励を図ります。
- ⑥ 小麦の安定生産と品質向上、または新品種小麦を導入して経営の安定化を図るため、小麦乾燥調整貯蔵施設等の農業近代化施設の整備を推進し、農業収益の向上を図ります。
- ⑦ 飼養管理技術の向上と生産コストの低減を図り、経営体質の強化に努めます。
- ⑧ 家畜伝染病侵入防止対策組織を組織し、情報の収集及び農家と関係機関等との連携体制を構築し、防疫対策の指導普及や住民への正確な情報提供を図るなど家畜の防疫体制の強化を図ります。
- ⑨ 家畜排泄物の適正な管理のための施設整備を進め、堆肥化による有効活用を推進します。
- ⑩ 畜産経営の安定化を図るため、町内公共牧野の草地更新、規模拡大等の整備充実に努めます。
- ⑪ 酪農ヘルパー制度の促進などによる農業者のゆとりを持てる時間の創出を図り、農村景観の保持や生活環境整備など、活力と潤いが持てる農村づくりを促進

します。

- ⑫ 酪農家の哺育育成作業の分業化を図るため、哺育育成センター施設整備を推進し、センター主導による飼養管理マニュアルを作成することにより、地域全体の酪農家の哺育期に係る飼養管理の高水準化を図ります。

## イ 林業

- ① 優良な森林資源の保全を図るため、森林整備計画に基づく伐採や造林、除間伐などの保育事業に努めます。
- ② 公益的機能や役割に応じた多様な森林資源の保全と管理に努め、森林機能の維持・向上を図り、森林の環境保全のため無秩序な開発や転用を防止します。
- ③ 自然環境に対する意識の高揚と自然学習やレクリエーションの場としての森林空間活用の促進を図ると共に、緑化意識の高揚のため、げんきの森事業を推進します。
- ④ 森林施業の効率化に配慮し、計画的な林道・作業路網の整備を図ります。
- ⑤ 林業事業体の経営体質強化を促進し、林業技術の向上を図り林業を担う労働者と後継者の確保のため支援に努めます。
- ⑥ 農林水産業の有害鳥獣による被害の未然防止対策及び人畜への被害を防ぐため、鳥獣被害防止計画に基づき有害鳥獣捕獲者に対し害鳥獣捕獲等奨励金と緊急時の出動体制を整備します。また、年々減少しているハンターの確保及び新規取得者、ワナによる捕獲者の新規取得者を促進するため助成を図ります。
- ⑦ 住民とともに森を育てる植樹祭の実施や森林の公益的機能を理解してもらうための木育活動を推進します。

## ウ 水産業

- ① オホーツク海側の1港、サロマ湖内の3港が漁港指定されており、生産基盤である漁港整備の早期完成と漁港施設の維持・更新を促進します。
- ② サロマ湖内増養殖漁場と外海漁場の環境保全対策に努め、関係機関・団体との連携によるサロマ湖内環境保全対策と豊かな海を育む森づくりを推進します。
- ③ 北海道及びサロマ湖関係自治体と協力し、オホーツク海とサロマ湖をつなぐ2つの湖口に設置するサロマ漁港防氷堤（アイスブーム）の適正な維持管理を図り、流氷流入被害防止に努めます。
- ④ 漁業資源の持続的利用を目的として、資源動向の調査や水質・底質改善対策を推進します。
- ⑤ 計画的なホタテ稚貝の放流を行い、沿岸漁業の生産維持を図ります。
- ⑥ さけ・ますの孵化放流事業の促進を図り、資源の確保に努めます。
- ⑦ 増養殖漁業の安定的拡大を図るため、サロマ湖内における計画的なホタテ種苗の育成とホタテ・カキ・アサリなどの増養殖を進め、資源の保護培養による生産性の向上に努めます。
- ⑧ 資源の育成・保護のため増養殖知識と技術の向上を図り、指導体制の充実強化や資源の調査研究に努めます。
- ⑨ 経営や生産活動の合理化・効率化を図るため、共同経営体制の充実、漁業管理

技術の向上、設備投資の適正化など経営体質の強化を促進し、経営感覚の優れた後継者育成に努めます。

- ⑩ 漁業資材や水産加工場から排出される貝殻など、廃棄物の適正処理や再利用を促進します。
- ⑪ 対EU及び対米輸出水産食品認定施設（HACCP）の認定を受けるなどの生産・加工体制を充実し、水産物の付加価値の向上や販路拡大を図ります。
- ⑫ 消費者ニーズに対応した食の安全体制の確立に努めます
- ⑬ 安全で効率的な漁労作業と組合員の漁業経営の安定化を図るため、操業船の計画的な更新に努めます。

## エ 商工業

- ① プレミアム付商品券販売等の地元消費の増加対策や空き店舗対策などへの支援を図り、魅力ある街づくりに努め、商店街の活性化を促進します。
- ② 商業者の経営体質強化を図るため、経営指導体制の強化、振興資金貸付制度の充実と後継者の育成・確保などの支援に努めます。
- ③ 企業経営の合理化・効率化、地場産品の開発研究と販路拡大の促進、振興資金貸付制度の充実など地場企業の経営体質の強化への支援に努めます。
- ④ 企業の新規参入や既存企業の事業拡大を促進し雇用の確保を図るため、湧別町産業振興条例による助成制度により、企業進出を促進します。
- ⑤ 企業誘致を促進するため、工業適地の確保や広域による遠紋地域産業活性化協議会を組織し、産業集積の活性化に関する基本計画を策定し、企業立地促進法の適用による優遇措置の導入やふるさと融資制度の活用による資金提供等の条件整備を図り、優良企業誘致に努めます。
- ⑥ 地域経済の活性化を図るため、新規起業家への支援などにより、雇用の創出を促進します。

## オ 観光

- ① オホーツク海や網走国定公園サロマ湖をはじめ恵まれた自然環境など、地域特性を活かした観光振興とまちづくりと連動した観光地づくりにより、新たな観光資源の創出に努めます。
- ② 湧別地域及び上湧別地域で整備してきた観光関連施設の整備充実を図り、施設の相互連携による観光客誘致に努めます。
- ③ 各種イベントの充実と相互連携を図り、地域全体としての魅力の増大に努め、農山漁村の自然や文化に触れるグリーンツーリズムを通して体験型観光や滞在型観光を推進し、観光客の誘致と交流人口の増加を図ります。
- ④ イベント主催団体の育成と支援に努めます。
- ⑤ イベントを活用した地元ならではの郷土料理や食材を紹介し、地域住民の理解を深めます。
- ⑥ 情報化に対応した観光情報の発信、観光パンフレット、ポスターなど多様な媒体を活用した宣伝活動を充実し、関係団体と連携を図り観光客の誘致に努めます。
- ⑦ 観光関連業者のサービス向上や観光ボランティアなどの人材育成に努め、地域が一体となって観光客をもてなす心に満ちたホスピタリティ充実のための体制整備を促進します。
- ⑧ 花観光など広域連携による観光客誘致を推進します。

## (3) 計画

## 事業計画 (平成28年度～令和2年度)

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
1 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	兵村地区国営かんがい排水路建設事業 排水路 2条 (新設) L=3,700m L=3,120m	国
		第2兵村地区 道営農業水利施設保全合理化事業 暗渠 A=59.3ha 排水路 L=6,139m、リールマシン 58台 畑かん工 一式	北海道
		上湧別地区 道営農地整備事業 (畑地帯担い手支援型【単独土層改良】) 客土 A=1.4ha、除礫 A=15.3ha	北海道
		旭富美地区 道営農地整備事業 (畑地帯担い手支援型【単独営農用水】) 取水施設 1ヶ所、管理計装設備 一式 配水池施設 3ヶ所、送水ポンプ施設 1ヶ所 送水管路 L=12,800m、配水管路 L=21,433m	北海道
		道営草地畜産基盤整備事業 5牧野 草地整備改良 305.4ha 管理用道路 3,500m ・パドック等 一式 (2牧野) ・隔障物 25,100m ・給水施設 1箇所 ・看視舎 1棟 ・衛生舎 1棟 ・トラクター 1台	北海道
		畜産担い手育成総合整備事業型 (再編整備事業) ・草地整備改良 239.7ha ・草地造成改良 1.9ha 畜舎整備 2棟	北海道 農業公社
		穀類乾燥調整貯蔵施設建設事業補助 遠軽町既存麦乾施設の増設 ・荷受施設 荷受設備 50t×1系統 ・一次貯留施設 貯留設備 60t×18基 ・貯蔵施設 貯蔵サイロ 500t×5基	えんゆう農協
		農業関連機械導入事業 コンバイン購入 1台	町
	林業	森林環境保全整備事業 (町有林) 造林、下刈、除伐、間伐、野鼠駆除、忌避剤散布、作業路補修	町
		民有林造林推進事業	遠軽地区 森林組合
		森林整備地域活動支援交付金事業	遠軽地区 森林組合
		有害鳥獣駆除 ・駆除報償 カラス・ハト・キツネ・アザラシ・エゾシカ・ヒグマの捕獲及び出場報償・エゾシカ残滓処分料	町
	水産業	外海ホタテガイ漁場造成事業 6.0～6.5マイル漁場の魚礁一部移設	湧別漁協
		製氷・貯氷施設整備事業 1施設 鉄骨造3階建、製氷 25t/日 貯氷 50t 陸積用1箇所、船積用1箇所	湧別漁協
		オホーツク海地区水産環境整備事業 ホタテガイ漁場の魚礁一部移設	北海道
	(2) 漁港施設	水産基盤整備事業 湧別地区湧別漁港 【水域施設】-4.0m航路(補修)、-3.5泊地(補修)、-2.5m泊地(補修) 【係留施設】船揚場(改良) 【輸送施設】道路(改良) 【用地】用地(改良)	北海道

	水産基盤整備事業 網走地区湧別漁港 【外郭施設】北防波堤(補修) 【水域施設】-4.0m航路(補修)、-3.5m泊地(補修)、-2.5m泊地(補修) 【係留施設】-3.5m岸壁(補修)	北海道
	水産基盤整備事業 網走地区登栄床漁港 【外郭施設】南防波堤(補修)、東・南・西護岸(補修) 【係留施設】-2.5m物揚場(補修) 【輸送施設】道路護岸(補修)	北海道
	サロマ湖漁港直轄特定漁港漁場整備事業 【第1湖口】航路(浚渫)、防氷堤(補修)、測量等(深淺測量、汀線測量) 【第2湖口】航路(浚渫)、東西護岸整備、測量等(深淺測量、汀線測量)	国
	中番屋地区船揚場整備事業 導船物揚場浚渫工事 -2.0m航路・-2.0m泊地浚渫	湧別漁協
	丁寧地区船揚場整備事業 導船物揚場橋梁改良 L=30.0m W=15.0m H=2.1m 導船物揚場浚渫工事 -2.0m航路・-2.0m泊地浚渫	湧別漁協
	サロマ湖漁港防氷堤維持管理費補助事業 アイスブームの取付・取外・点検管理・保管庫の開閉・点検管理・標識灯の点検管理	サロマ湖養殖漁協
	船揚場整備事業(漁船上架施設整備) 既存漁船上架施設撤去	湧別漁協
	湧別漁港農山漁村地域整備事業 【係留施設】-2.5m岸壁(改良)	北海道
	水産基盤整備事業 網走地区芭露漁港 【係留施設】計画策定 【輸送施設】計画策定	北海道
(3) 経営近代化施設 農業	哺育育成センター建設事業補助 導入舎 1棟(590.40㎡)、飼料庫A 1棟(100.80㎡)、 飼料庫B 1棟(168.00㎡)、スラリーストア 1基(4,495.80㎡)、 スラリーポンプ 一式	湧別町農協
水産業	サケ定置操業船導入事業 サケ定置操業船 1隻 船体 19tアルミ軽合金製 1隻 主機関(エンジン)三菱船舶用主機 1,100馬力 操舵装置、油圧装置、海水ポンプ設備、航海計器、 漁業無線、電気機器、増速機	湧別漁協
	外海ほたて操業船導入事業 外海ほたて操業船 2隻 船体 14tアルミ軽合金製 2隻 主機関(エンジン)三菱船舶用主機 1,002馬力 減速機、操舵装置、油圧装置、海水ポンプ設備、 航海計器、漁業無線、電気機器	湧別漁協
	水産物加工処理施設(ホタテガイ加工場) 建築工事、付帯施設設備、排水処理施設設備一式	湧別漁協
(6) 起業の促進	中小企業融資資金利子補給事業 約定利率の80%以内及び保証料の50%以内の補助	町
(7) 商業 その他	商工業振興事業(地域振興事業等補助) 商工会イベント事業、研修事業等への補助	商工会
	商工業振興事業(小規模事業者指導事業補助) 町内小規模事業者の経営改善事業経費補助	商工会
(8) 観光又はレクリ エーション	イベント助成事業 湧別原野クロスカントリースキー大会、屯田七夕まつり、産業 まつり、ゆうべつ大漁みなとまつり開催助成	実行委員会
	五鹿山スキー場整備事業 索道整備、減速機整備、握索機整備、圧雪車 1台	町

(9) 過疎地域自立促進特別事業	農業振興事業 5割以上の規模拡大に対する施設整備に対し1/4を上限とし助成要件 5割以上の規模拡大、5千万円以上の投資 助成上限 2千万円(1経営体あたり) 既存施設の取得に対しては1/8以内(平成29年度終了)	町
	農業実習生用住宅建設事業 農業実習に必要な研修施設の整備に対し、1/3以内を補助	湧別町農協
	酪農ヘルパー利用組合運営補助事業 酪農ヘルパー事業を実施する利用組合に対して必要な経費を補助する。	酪農ヘルパー利用組合
	商工業振興促進事業 企業等が行う町の指定する施設の新設・増設に要する経費の一部を補助する。(平成29年度終了)	町
	商業店舗整備促進事業 商工会員が行う店舗の新築・増改築・改修等に要する経費の一部を補助する。	町
	起業支援事業 町内で起業する新規創業者に対して事業所の開設等に要する経費の一部を補助する。	町

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

湧別町公共施設等総合管理計画の方針に基づき、整合を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

### 3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

#### (1) 現況と問題点

##### ア 道路・公共交通の整備

本町は、国道242号線が南北に、国道238号線が東西に貫いており、国道を主軸に道道と町道等が近隣市町村と地域内を連絡する道路網を形成し、住民生活や生産物輸送等の産業活動を支える基盤となっています。

また、この道路網と連携する高規格幹線道路の整備が進められており、隣接町の遠軽町までの供用が開始されています。

国道及び道道については、全線改良舗装が完了していますが、交通量の増加や車両の大型化に伴う橋梁の拡幅、車道の拡幅、歩道の整備などが望まれています。

町道は、平成25年度末で、実延長540kmで、改良率が63.2%、舗装率が51.7%となっており、整備水準の向上や危険箇所の解消及び交通安全施設の整備が望まれています。

冬期間の安全で円滑な道路交通網の確保のためには、国道・道道・町道それぞれの除雪体制や歩道の除排雪のさらなる充実強化を図り、住民の通勤・通学・通院などの安全な交通の確保に努める必要があります。

本町は、JR名寄線とJR湧網線の分岐点で交通の要衝として市街地が発展してきましたが、昭和62年に湧網線、平成元年には名寄本線が廃止となり、本町の重要な公共交通機関であった旧国鉄の路線は、総て廃止となりました。

湧網線・名寄線廃止後は、中湧別と網走間、名寄と遠軽間を結ぶ代替バスと名寄・紋別・北見間の民間バスが運行し、町営バスとともに隣接市町村や各市街地を結ぶ住民の重要な交通手段としての役割を果たしていましたが、家庭の自家用車保有台数の増加や過疎化に伴い利用者が減少している状況にあることから、平成21年9月末には、遠軽町と上芭露地域を結んでいた民間バス路線が廃止となり、また、中湧別と網走間を結ぶ旧湧網線代替バスも利用者の減少により、平成22年9月末での廃止となりました。

代替バスや民間バス路線の廃止が進む中、地域住民の通院、通学、日常生活の交通の確保が不可欠であり民間バス路線の維持や町営バス等の運行拡大を図るなど公共交通の維持確保が必要となっています。

##### イ 情報・通信の整備

情報化社会の進展によって、一般家庭へインターネットが普及し、瞬時に様々な情報の収集や交換が可能となってきています。

円滑で多様な情報交換ができる情報通信基盤は、地域的な格差を是正し、住民生活や産業活動に大きな変化を与え、災害発生時における情報伝達の手段としても重要な役割を持ち、特に高齢者等の安否の確認や在宅における医療情報の提供や行政情報を提供できることが、新しいまちづくりを進める大きな原動力となる可能性を持っています。

超高速ブロードバンド基盤は、民間通信事業者により進められていますが、本町では一部市街地のみで整備されている状況です。

このため、都市部との情報通信格差を是正し、誰もが情報を気軽に利用できる環境の整備とサービスの提供が必要となっており、超高速ブロードバンド基盤の整備がなされ

ていない地域の住民からは、整備を望む声が特に大きい現状にあります。

一方で、情報通信媒体の一つである携帯電話等のエリア整備は、一部の不感地域では、移動通信用鉄塔施設を整備し、民間通信事業者によるサービスが提供されていますが、未だ不感地域が残っている状況です。今後も北海道と協力しながら、民間通信事業者の理解と参画を求め、不感解消を進めていく必要があります。

## ウ 地域間交流

本町は、国内1村・国外2町の3町村と友好都市の提携を結び、地域間交流を進めており、交流の活性化を地域の自立に結び付けていく必要があります。

さらに、国外の友好都市との交流を通して、互いの歴史、文化、生活習慣及び民族性などを相互に理解し合い、中高生の相互派遣交流を中心とし、国際化に対応した地域間交流が求められています。

## (2) その対策

### ア 道路・公共交通の整備

- ① 本町の道路網の軸となる国道及び道道の橋梁や道路の拡幅、歩道の設置などの整備について、関係機関に対し整備促進を働きかけます。
- ② 都市部と本町を結ぶ広域高速交通網の整備について、関係機関に対し高規格幹線道路の整備促進を働きかけます。
- ③ 生活や産業活動に密着した機能を持つ町道・農道・林道の整備と維持補修、道路美化等に努め、地域の活性化と住民生活の利便性の向上を図ります。
- ④ 町道の車道並びに歩道の除排雪による冬期間の円滑な交通の確保のため、除雪機械の更新や除排雪体制の充実を図ります。
- ⑤ 住民の交通手段を確保するため、民間バス路線の確保や代替バスの運行及び町営バスの運行充実に努め、町営バスの更新を図ります。
- ⑥ 民間バス路線及び代替バス路線の廃止路線については、町営バス又は乗り合いタクシーを運行し、廃止路線沿線住民の通院、通学、日常生活の交通手段の確保を図ります。
- ⑦ 地域団体活動の移動用交通手段を確保のため福祉バスを運行し、各種団体活動の促進を図ります。
- ⑧ オホーツク紋別空港は、首都圏とを結ぶ貴重な高速交通基盤となっており、継続した安定運航のため利用促進を図ります。

### イ 情報・通信の整備

- ① 急速に進展する情報化時代に対応するため、町内全域で高速で情報をやり取りできる超高速ブロードバンド基盤の整備を促進し、地域公共ネットワークの整備推進により、地域間の情報格差是正を図ります。
- ② 携帯電話不感地域を解消するため、移動通信用鉄塔施設等の整備による、民間通信事業者による供用を促進し、住民の通信手段の確保を図ります。

## ウ 地域間交流

- ① 市との世代間・産業間ごとの交流事業を推進します。
- ② 好都市との交流をサポートする民間支援者並びに団体の育成を推進します。
- ③ 中高生を中心とする海外友好都市への相互派遣交流を促進し、中高一貫教育における特色ある英語教育の推進を図ります。

## (3) 計画

## 事業計画 (平成28年度～令和2年度)

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	(1) 市町村道路	西1線道路整備事業 舗装 L=350m W=6.5m	町
		西3線道路整備事業 改良・舗装 L=1,414m W=6.0m	町
		西9号線道路整備事業 改良・舗装 L=300m W=4.0m	町
		学校南道路整備事業 改良・舗装 L=210m W=4.0m 歩道 L=210m W=2.0m	町
		泉団地西7条道路整備事業 改良・舗装 L=234.01m W=4.0m	町
		東1線道路整備事業 改良・舗装 L=100m W=4.0m	町
		北兵村1区南道路整備事業 改良・舗装 L=204m W=4.0m	町
		14号線道路整備事業 改良・舗装 L=200m W=4.0m	町
		15号線道路整備事業 改良・舗装 L=1,100m W=5.5m	町
		開盛市街地環状道路整備事業 改良・舗装 L=290m W=5.5m 片側歩道 W=1.8m	町
		開盛北道路整備事業 改良・舗装 L=238m W=4.0m	町
		中湧別西2条道路整備事業 改良・舗装 L=270m W=4.0m	町
		中湧別北西5条道路整備事業 改良・舗装 L=210m W=4.0m	町
		中湧別北西6条道路整備事業 改良・舗装 L=210m W=4.0m	町
		中湧別中西5条道路整備事業 改良・舗装 L=133m W=4.0m	町
		芭露4号線道路整備事業 改良・舗装 L=340m W=4.0m	町
		芭露8号線道路整備事業 改良・舗装 L=660m W=4.0m	町
		計呂地11号線道路整備事業 改良・舗装 L=180m W=5.5m	町
		緑陰岩佐道路整備事業 改良・舗装 L=300m W=4.0m	町
		錦西中通支線道路整備事業 改良・舗装 L=140m W=4.0m、用地確定測量・用地買収 A=210m <sup>2</sup>	町
	東3号線道路整備事業 舗装 L=550m W=4.0m	町	
	東6線道路整備事業 舗装 L=550m W=4.0m	町	
	登栄床湖畔道路整備事業 路上路盤再成工 L=470m	町	
	橋りょう	橋梁長寿命化事業 計画策定 橋梁長寿命化点検 N=145橋 橋りょう補修	町
	(6) 電気通信施設等 情報化のための施設 その他の情報化 のための施設	高度無線環境整備推進事業 光ファイバ等整備	東日本電信 電話(株)

	(7) 自動車等 自動車	町営バス購入事業 中型バス 2台	町
	(9) 道路整備機械等	道路整備機械購入事業 タイヤショベル 1台、除雪トラック 1台、 中型ロータリー除雪車 1台、ダンプトラック 1台	町
	(10) 地域間交流	新篠津村交流事業 小学生相互交流	町
		国際交流推進事業 国際交流推進委員会の設置、姉妹都市会議、姉妹都市訪問団受入	町
		交換留学事業 カナダ、ニュージーランド交換留学生 派遣4名・受入4名 (毎年)	町
		相互交流事業 中学生・高校生カナダ、ニュージーランド交流派遣 各10名(毎年)	町
	(11) 過疎地域自立促進特別事業	名寄線代替バス運行事業 旧JR名寄線廃止路線代替バス運行経費負担 旧JR名寄線沿線住民の日常的な移動に必要な交通手段の確保が図られる。	名寄線代替バス運営協議会
		乗合ハイヤー運行事業 民間路線バス廃止路線(上芭露～遠軽間)(計呂地～佐呂間) 乗合タクシー運行管理経費	町
		町営バス運行事業 町営バス運行管理経費 町内9路線の町営バス運行	町
		オホーツク紋別空港利用促進事業 オホーツク紋別空港と羽田空港間を片道または往復で利用された方への助成	オホーツク紋別空港利用促進協議会・町
		(12) その他	福祉バス運行事業 福祉バス運行管理 1台

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

湧別町公共施設等総合管理計画の方針に基づき、整合を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

## 4 生活環境の整備

### (1) 現況と問題点

#### ア 上水道

本町の水道施設は、昭和56年に湧別川の水利権を取得し、給水を拡大してきました。開盛地区は、隣接する遠軽町より分水を受け簡易水道により給水しています。

平成18年10月の低気圧による大雨では取水施設が大きな被害を受け、復旧には大きな労力、時間、経費を費やし、長期間にわたり日常生活と産業活動に大きな支障を来たしました。

住民の日常生活と産業活動のうえで欠くことのできない良質な水源の確保や安定した水道水の供給が求められています。

#### イ 下水道

下水道については、登栄床地区で漁業集落排水処理事業により整備し、平成9年から供用を開始しました。特定環境公共下水道事業を旧湧別町と旧上湧別町と共同で取り組み、北海道の過疎代行により終末処理施設等の基幹施設の整備を図り、平成14年より順次供用が開始されており、平成26年度末の整備率は97.7%で、普及率は80.6%となっています。

また、下水道計画地区以外における個別排水処理施設整備事業による合併浄化槽施設の整備を進めています。

住民の生活環境の向上と湧別川の水質汚濁を防止し、オホーツク海とサロマ湖の浄化を図り自然環境保全のため、下水道及び個別排水処理施設整備事業の計画的整備と普及促進を図ります。

#### ウ 廃棄物処理施設及び公害対策

本町のごみ処理については、収集車による全戸を対象とした分別収集を行っており、資源ごみと可燃ごみの処理は遠軽地区3町で広域的に行っています。また、不燃ごみ及び粗大ごみについては、旧両湧別町で整備したそれぞれの最終処分場で処理し資源ごみ以外の一般ごみについては、有料化を実施しています。

排出、収集、処理、リサイクルといったこれまでの一連の流れによるごみ処理を住民と行政、業者とが一体になって、地域ぐるみの循環型社会への取り組みが必要です。最終処分場の延命化を図るうえでも、ごみの排出抑制、分別の徹底など、啓発活動を積極的に展開し、住民意識の高揚によるごみの減量化等に努めながら、現状の動向を的確に把握しつつ、計画的な設備等の更新などに取り組んでいく必要があります。

公害対策については、河川や湖沼などの水質汚濁や悪臭などが懸念されることから、監視体制と指導體制の強化や水質調査の実施などを図り、生活環境と自然環境の保全に努める必要があります。

#### エ 消防、救急体制及び防災体制

本町は、昭和46年に遠軽地区7カ町村（現在は遠軽町、佐呂間町、湧別町の3町）による遠軽地区広域組合本部を組織し、一部事務組合方式によって消防・救急体

制をとっており、経費の負担割合が平成20年4月に一本化され、各構成町の消防費の基準財政需要額の割合に応じて按分負担しています。

消防・救急に携わる本部職員は、1本部、1署、6出張所に125名（平成27年4月現在）を配置し、町内には、湧別出張所と上湧別出張所に職員26名が配属されています。また、消防団については、組合構成町の区域ごとに組織されており、3消防団17分団に599名が配置されています。

このうち、本町には1消防団6分団に181人が配置されていますが、団員の減少と高齢化が進み災害時の活動への支障が懸念されています。

消防・救急に係る施設・整備の状況は、消防ポンプ登載車両47台、救急車8台、その他の車両17台の計72台を保有しており、このうち、本町には、消防ポンプ登載車両14台、救急車2台、その他の車両3台が配備されています。

消防水利は、40<sup>m</sup>型防火水槽287基、消火栓237基を組合内に設置しており、町内には、防火水槽140基、消火栓55基が設置されています。

地域住民の生命・財産を守るため、複雑、多様化する消防・救急活動に対応できる体制作りが急がれており、消防指令センターの改修整備と電波法改正による消防救急無線のデジタル化などを実施し、119番受信の受信統合や人員や設備を最大限活用した出動体制の見直しを行うほか、災害発生時における他の地域からの支援体制を整備しました。

また、耐用年数を超える消防車両については、整備計画を作成し計画に基づく車両の更新整備が必要となっています。

防災については、今後も、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本に、自治会や関係機関と連携した防災訓練の実施、自主防災組織の育成を図るなど、地域住民の連携体制・支援体制を確立し、地域の防災力向上に努めていく必要があります。

## オ 公営住宅

住民が安心して住み続けるために居住環境の改善、低所得者向け住宅の確保、高齢者や障害者に優しい住宅の整備が望まれます。

町内で働く若年者、単身者向けの住宅や一般世帯向け住宅の需要も高くなっており、公営住宅による住宅供給や老朽化した公営住宅の再生事業を計画的に進め、住宅水準の向上に努める必要があります。

## カ 墓地・火葬場

墓地については、町内14カ所に設置されており、そのうち南兵村墓地及び北兵村墓地を除く12箇所の墓地については、湧別墓地が民間委託管理されており、他の墓地は地域自治会との委託により管理を行っています。

南兵村墓地と湧別墓地については、使用可能な区画数の残が少なくなっていることから、霊園の造成拡張を進める必要があります。

火葬場については、上湧別斎場と湧別斎場の2カ所を設置し、両斎場とも2台の火葬炉を有し民間委託により管理を行っておりますが、上湧別斎場が昭和58年に、湧別斎場が昭和54年に建設された施設であり老朽化が進んでおります。

## キ その他

近年、町内において増えてきている空き家への対策のほか、老朽化した公共施設について、良好な生活環境の確保を図るうえで、解体撤去等の対策の必要があります。安定器に使われてきたPCBなど汚染物に対する適正な対策が必要です。

### (2) その対策

#### ア 上水道

- ① 良質な水源の確保や安全で安定した水道水の供給のため、上水道、簡易水道、営農用水施設等の設備整備と維持を図ります。
- ② 給水区域の拡大と普及促進により、給水戸数の拡大に努めます。

#### イ 下水道

- ① 衛生的な生活環境づくりや豊かな自然環境の保全のため、下水道計画区域内の計画的な整備や下水道の普及に努めます。
- ② 下水道区域外地域での衛生的な生活環境づくりと自然環境保全のため、個別排水処理施設の計画的整備を推進します。

#### ウ 廃棄物処理施設及び公害対策

- ① ごみの排出抑制や分別の徹底などについて、住民の意識の向上を図りながら、住民と行政、事業者が協力してごみ処理、リサイクルの推進に努めます。
- ② ごみ処理施設の計画的な維持、管理及び更新に努め、広域処理を継続し、適正な処理に努めます。
- ③ 監視体制を強化し公害の未然防止に努め、住民の自然環境保全に対する意識の高揚を図り、河川や湖沼などの水質保全、悪臭発生防止による良好な生活環境の確保を図ります。

#### エ 消防・救急体制及び防災体制

- ① 消防車両の整備については、北海道広域消防応援（近隣）体制を考慮し、組合3町を一体と捉えた適正な配置と出動体制を整え、「遠軽地区広域組合消防用自動車整備10カ年計画」策定し計画的整備を進めます。
- ② 救命率向上のため、救急業務の高度化に伴う救急救命士の継続的な研修と高規格救急自動車の継続配置が不可欠で、消防用自動車整備10カ年計画により更新整備を図ります。
- ③ 消防団員の減少に対応するため、構成町内の企業の青年層に加入促進を行うほか、特殊災害などに限定した業務に出動する機能別団員制度を導入し、団員の確保を図ります。
- ④ 地域防災計画を策定し適切な運用を図り、災害時の資機材の備蓄等整備に努めます。
- ⑤ 災害時の迅速かつ的確な災害情報伝達システムと防災通信施設の整備・拡充を推進します。

## オ 公営住宅

- ① 既存公営住宅の良好な維持管理に努めます。
- ② 住民の需要動向を見極め、計画的な公営住宅の建替え事業を進め、住宅の質や周辺環境の向上、高齢者等に配慮した住宅供給に努めます。

## カ 墓地・火葬場

- ① 墓地内道路及び駐車場等の墓地周辺環境の整備を図るとともに、必要な区画の確保に努めます。
- ② 火葬場については、施設の統合を含め改築整備を進めます。

## キ その他

- ① 空き家への対策を推進するため、個人が所有している空き家の解体撤去などに対して支援を行い、また、老朽化した公共施設の解体撤去を実施し、良好な生活環境の確保や景観の保全を図ります。
- ② P C B等有害廃棄物の適正な処理を行い、安全安心な生活環境の確保に努めます。

## (3) 計画

## 事業計画（平成28年度～令和2年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
3 生活環境の 整備	(1) 水道施設 簡易水道	簡易水道新設事業 営農用水を簡易水道事業に移行 富美、旭、上富美3地区 排水管施設整備 L=16,077m	北海道
	(2) 下水道処理施設 公共下水道	特定環境保全公共下水道整備事業 雨水整備 L=125m、マンホール <sup>®</sup> ンフ <sup>®</sup> 等設備更新	町
	その他	個別排水処理施設整備事業 浄化槽設置 100基	町
	(3) 廃棄物処理施設 ごみ処理施設	一般廃棄物処理施設建設事業 地域計画作成・ごみ処理基本計画作成	町
		焼却施設整備事業 遠軽町ごみ焼却施設建替え	遠軽地区 広域組合
		じん芥車購入事業 3台	町
		マテリアルリサイクル推進施設建設事業 資源ごみ処理施設建設	遠軽地区 広域組合
	(4) 火葬場	火葬場整備事業 斎場統合建替え	町
	(5) 消防施設	消防ポンプ自動車導入事業 消防ポンプ自動車 6台	遠軽地区 広域組合
		小型ポンプ積載車導入事業 小型動力ポンプ積載車 4台	遠軽地区 広域組合
		消防水槽車導入事業 小型動力ポンプ付水槽車 2台	遠軽地区 広域組合
		高規格救急車導入事業 高規格救急車 2台	遠軽地区 広域組合
		第1分団車庫建設工事	遠軽地区 広域組合
	(6) 公営住宅	すみれ団地公営住宅整備事業 建替 5棟18戸 除去6棟22戸	町
		リラ団地公営住宅整備事業 移転建替 2棟8戸	町
		花園団地公営住宅整備事業 建替 14棟42戸 除去6棟21戸	町
		登栄床団地公営住宅整備事業 建替 1棟4戸	町
		上芭露団地公営住宅整備事業 建替 2棟6戸、解体 5棟12戸	町
		計呂地団地公営住宅整備事業 建替 1棟3戸	町
		緑町団地公営住宅整備事業 建替 2棟6戸、解体 2棟6戸	町
	(7) 過疎地域自立促 進特別事業	公共施設解体事業 老朽化した公共施設の解体撤去 良好な生活環境の確保が必要であり、解体撤去することにより、 景観の保全及び地域の安全安心なまちづくりが期待できる	町
		公共施設解体事業（焼却炉解体事業） ダイオキシン類除染作業、解体工事、測定・分析費、廃棄物運 搬処分費、跡地整地等一式 湧別地区～1式（2基）上湧別地区～1式（1基）	町
		空家等除去推進事業 個人が所有する空き家の解体撤去費用の助成 良好な生活環境の確保が必要であり、解体撤去費用を助成する ことにより、景観の保全及び地域の安全安心なまちづくりが期待 できる。	町

		低濃度PCB廃棄物処理事業 処理量 3台処分費	町
--	--	----------------------------	---

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

湧別町公共施設等総合管理計画の方針に基づき、整合を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

## 5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

### (1) 現況と問題点

#### ア 高齢者等の保健・福祉

本町の65歳以上の高齢者人口は、平成27年3月31日現在では、3,339人で総人口の35.2%を占め、高齢化率は全国平均を大きく上回っています。このことは、少子化の進行や核家族化、さらには若年層の町外への流失による人口の減少が大きな要因となっています。

こうした中、平均寿命が延びている今日にあって、高齢者が住み慣れた地域で安心して生きがいのある生活を送るために、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、ケアハウスなどの老人福祉施設の整備を図っており、各種の高齢者福祉サービスの提供や地域包括支援センターの設置により、保健・医療・福祉にわたる総合的な介護・福祉サービスの提供に努めてきました。

特別養護老人ホームについては、上湧別地区の「湧愛園」及び湧別地区の「オホーツク園」に加え、芭露地区に地域密着型介護老人施設「湖水の杜」20床を新設し、合計140床の整備を行いました。また、併せてヘルパーとデイサービス、ショートステイを兼ね備えた小規模多機能ホームと在宅支援型住宅5部屋を芭露地区に整備しました。今後、さらに人口構造の変化が見込まれる中、また、その先の将来を見据えていく中で、介護や医療の需要が増加すると考えられることから、高齢者の生活におけるさまざまな場面を適切に支える仕組みをより発展させ、強固なものにしていく必要があります。

少子高齢化、核家族化によるひとり暮らしや高齢者夫婦世帯が増えている状況にあります。また、「いつでも、どこでも、だれでも」が必要とする保健・福祉サービスを利用できる体制を整備し、民生委員・児童委員や社会福祉協議会、福祉会など関係機関との連携や情報交換に努め、住民の自主的な活動による地域福祉を推進する必要があります。高齢者が住みなれた地域で安心して日常生活を送ることができるよう、地域全体で支える体制づくりと総合的な介護・福祉サービスの需要増大への対策が必要です。

#### イ 児童福祉

本町の0歳から5歳までの幼児数は、平成27年3月31日現在では、325名となっており減少傾向にあります。

町内には、町立の常設保育所4カ所、へき地保育所1カ所が設置されているほか、民間設置の幼稚園1カ所が運営されています。また、2カ所の児童センターが常設保育所に併設されています。

核家族化や共働きなど家庭構造の変化に伴って、家庭での子育て力が低下するとともに、保護者の育児負担が増加し、社会参加が困難な状況にあります。地域における連帯感の希薄化などにより、母親の多くは妊娠、出産、育児における様々な不安や悩みを抱えていることから、子育て世代への支援が求められており、安心して子どもを産み育て、子どもたちの健やかな成長を行政、地域、職場、学校などの社会全体が協力し、家庭や子育てに夢と希望を持つことのできる環境をつくる必要があります。

あります。

## (2) その対策

### ア 高齢者等の保健・福祉

- ① 高齢者の健康保持のため、健康意識の高揚と食生活の改善指導、健康相談等の事業の充実を図ります。
- ② 生きがい対応型デイサービス事業等を実施し、高齢者の体力向上のための運動指導や閉じこもり防止、認知症の予防や支援により介護予防を効果的に推進します。
- ③ 高齢者が持つ知識、経験を生かし、社会活動へ参加できるよう就労環境の整備充実を図ります。
- ④ 老人クラブ活動などの地域活動を関係機関と連携し、世代間の交流や文化・スポーツ活動の推進を図ります。
- ⑤ 在宅介護サービスの充実を図り、高齢者が可能な限り自立した日常生活が営めるよう支援を推進します。
- ⑥ 支援を必要とする人や介護予防サービス需要の把握に努め、民間事業者等と連携し在宅介護を担う人材の育成、確保を図ります。

### イ 児童福祉

- ① 子育てに悩む保護者の不安を解消し、幼児、児童の健全育成を図るため、母子保健及び子育て相談や指導などの体制と支援拠点の充実を図ります。
- ② 親が安心できる保育事業の充実と老朽化する保育所の改築整備や子育て支援センター、児童センター等の児童福祉施設の整備充実を図ります。
- ③ 放課後児童クラブの充実を図り、学童保育を推進します。
- ④ 子育て家庭の経済的負担を軽減するための子育て支援を推進します。
- ⑤ 「子どもが健やかに育ち子育てによるこびをもてるまち」を基本理念とした子ども・子育て支援事業計画に基づき、次代を担う子どもたちが健やかに成長し、安心して産み育てることができる環境づくりを推進します。

## (3) 計画

事業計画（平成28年度～令和2年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
4 高齢者等の 保健及び福祉の 向上及び増進	(3) 児童福祉施設 保育所	上湧別保育所施設整備事業 RC造1F A=600㎡	町

## (4) 公共施設等総合管理計画との整合

湧別町公共施設等総合管理計画の方針に基づき、整合を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

## 6 医療の確保

### (1) 現況と問題点

本町における医療体制は、町が設置する歯科診療所2カ所のほか、厚生クリニックと医療法人の一般病院、個人歯科医院が開業しています。

地域における医師不足が深刻な中、地域医療を支援するとともに近隣市町と連携を図るなど広域的な医療体制の構築が必要となっています。

特定診療科目受診のため町外の医療施設を利用する必要のある高齢者や障害者及び妊婦等の交通機関利用における交通費の負担軽減や民間バス路線の廃止路線沿線住民の医療機関への通院手段の確保を図る必要があります。

住民の健康を増進するため、各種検診事業における疾病の予防や早期発見、早期治療を促すとともに、未受診者への勧奨対策を講じ受診率の向上に努めることが必要です。

保健師などによる検診後の指導及び保健事業を推進するとともに、福祉分野との連携による総合的な取り組みも必要となっています。

病気にかかりやすい乳幼児等が安心して医療サービスが受けられるような取り組みも必要となっています。

### (2) その対策

- ① 住民が安心して受診できるよう、地元公的医療機関の医療設備の充実と経営安定のため運営費を助成するとともに、医師確保対策を推進し、地域医療の確保を図ります。
- ② 救急医療や特定診療科目の医療確保のため、第2次医療圏の医療機関の経営安定を近隣市町と連携し広域で支援し、広域医療圏の医療環境の確保向上を図ります。
- ③ 民間バス廃止路線へ町営バスや乗合タクシー制度を実施し、通院手段の確保を図ります。
- ④ 道北ドクターヘリの運航を支援し、高度救命救急医療の確保を図ります。
- ⑤ 健康相談、健康教育を推進し、住民の健康への知識と自己管理意識の高揚を図ります。
- ⑥ 健康カレンダーを全世帯に配布し、保健事業及び各種健診事業を推進し、脳疾患発病対策のため脳ドック受診を促進するため、助成制度の充実と普及に努めます。
- ⑦ 国が定める、町民が任意で行う予防接種であるロタウイルスワクチンや高齢者の肺炎球菌ワクチン等の予防接種に対する助成を実施し、費用負担の軽減と感染の蔓延防止を図ります。
- ⑧ 近隣病院での検診・出産ができなくなったことによる町内在住の妊婦の検診や出産に対する経済的負担の軽減を図るとともに、乳幼児等の医療費を助成するなど少子化対策及び子育て支援の推進を図ります。
- ⑨ 不妊に悩む町内在住の夫婦に対し、不妊治療に対する経済的負担を軽減し、治療を受けやすい環境づくりと少子化対策の推進を図ります。

(3) 計画

事業計画（平成28年度～令和2年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
5 医療の確保	(1) 診療施設 診療所	ゆうゆう厚生クリニック施設整備事業 内視鏡洗浄装置、心室細動除去装置、温熱ホットパック、患者監視装置、電子カルテシステム、内視鏡、超音波診断装置、上部消化管スコープ、高精度画像診断処理装置、生化学自動分析機、無散瞳眼底カメラ 各一式	JA 北海道
	(3) 過疎地域自立促進特別事業	ゆうゆう厚生クリニック運営費助成事業 地域の医療体制の確保を図るため、ゆうゆう厚生クリニックの運営費の赤字全額分を助成する。	JA 北海道 厚生連
		遠軽厚生病院財政支援事業 地域センター病院としての診療機能維持を図るため、遠軽厚生病院に対する財政支援	JA 北海道 厚生連
		乳幼児等医療費助成事業 0歳から18歳に達した年度末までの乳幼児及び児童・生徒への医療費を助成する。	町
		伝染疾病予防接種費用助成事業 予防接種費用助成事業(インフルエンザ、肺炎球菌、おたふく、ロタ、里帰り等定期予防接種)	町
		高齢者通院費助成事業 ・70歳以上の在宅高齢者のバス通院費助成 ・65歳以上の在宅要介護者のハイヤー通院費助成	町
		障害者等通院費助成事業 ・70歳未満の在宅重度心身障害者のバス通院費助成 ・在宅重度身体障害者のハイヤー通院費助成 ・特定疾患医療受給者証保有者の通院費助成	町
		民間医療施設等整備費補助事業 町内民間医療機関に対する医療施設改修等の整備費補助	医療法人等
		出産準備金支給事業 町外で出産する町内在住の妊婦に対し、経済的負担の軽減を図り少子化対策及び子育て支援の推進を図る。	町
		不妊治療費助成事業 不妊治療を受けなければ妊娠の見込みがない、または少ないと医師に診断された町内在住の夫婦に対し、実際に受けた治療費の一部を助成する。	町

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

湧別町公共施設等総合管理計画の方針に基づき、整合を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

## 7 教育の振興

### (1) 現況と問題点

#### ア 学校教育

本町の学校の現状は、義務教育で小学校が6校、中学校が3校となっており、道立の高校（普通科）が1校設置されています。

学校教育は、心身が発達する青少年期における教育として、子どもたちが未来を切り拓く確かな学力、豊かな人間性・社会性を身につけることが最も重要であり、次代を担う子どもたちの人間形成に大きな影響を及ぼすものです。

これまでに小・中学校の教育施設や教材の整備、情報化時代に即した教育設備など、教育環境の充実に努めてきました。

近年、登下校時に犯罪に巻き込まれる事件の発生やいじめが大きな社会問題になっています。いじめや不登校などの問題行動の未然防止と早期に問題解決するための教育相談体制の充実に努め、学校、PTA、地域、行政が連携した安全教育の徹底と安全対策の推進が必要となっています。

各学校については、児童生徒が減少する中、地域の意向を踏まえ、将来の学校のあり方を校舎の耐震化と併せ検討するとともに、小中一貫性のある教育活動を進めるため、平成30年4月に町内では初となる義務教育学校が芭露地区に開設されましたが、新たな義務教育学校の開設に向けて検討する必要があります。

スクールバスについては、児童生徒の通学に欠かすことできない交通手段であり、今後も安全で効率的な運行に努める必要があります。

本町は、平成17年度から全道初の中高一貫教育が導入され、計画的かつ継続的なSTCキャリア教育といった特色ある教育が展開されており、さらに連携が深まり特色ある教育の推進が図られるよう支援の拡大が必要となっています。

環境問題への関心をより高め、化石燃料依存からの脱却と低炭素化社会を推進し地球温暖化防止に貢献することを身近に感じることでできるよう、クリーンエネルギーである自然エネルギーを利用する設備を教育現場への導入を進めることも必要となっています。

#### イ 社会教育

社会教育は、住民一人ひとりが自己の充実・啓発の向上のため、自発的意思によりあらゆる生活の場において、生涯にわたって行われる学習であり、本町は両湧別地区それぞれに文化センターなどの学習拠点施設を有しており、それらを拠点とした各種講座や教室を開催し、学習機会の提供やグループの育成、自主的な学習活動の支援を行っています。

家庭、地域の教育力を高めるための支援を今後も継続していく必要があります。

図書館も両湧別地区にそれぞれ設置され、生涯学習を支援する施設として、住民の幅広いニーズに対応した図書館資料の収集と提供に努めてきました。今後も、蔵書の充実など読書環境の整備充実に努める必要があります。

それぞれの社会教育施設を有効に活用した生涯学習活動を展開する相互利用システムを整備する必要があります。

## ウ 社会体育

生涯を通じてスポーツに親しむことは、住民相互のふれあいと交流や健康増進に大きな役割を果たすものであり、本町は各種のスポーツ施設を整備し、住民がスポーツに親しむ環境と機会の提供に努めてきました。

今後もスポーツの振興・普及に努め、体育関係団体への支援と施設や設備を充実させる必要があります。

合併したまちとして、スポーツイベントへの参加を通じて、住民相互の交流により融和と一体感の醸成につなげる事業の展開が必要です。

## (2) その対策

### ア 学校教育

- ① 人を思いやる心を育てる道德教育の推進に努めます。
- ② 良好な教育環境づくりのため、耐震化を含む校舎や体育館などの改築や学校施設・設備の維持管理、自然エネルギーを利用する太陽光発電設備を整備し、学校敷地内の教育環境整備に努めます。
- ③ 教育活動の円滑な推進や教育内容の充実と教材・教具の計画的な整備とコンピューターなどの情報機器の整備・更新に努めます。
- ④ 経済的に就学困難な児童・生徒に対する就学援助や遠距離通学者に対する通学費を支援します。
- ⑤ 通学手段の確保のため、スクールバスの効率的な運行と車両の更新に努めます。
- ⑥ 障害のある児童・生徒のための就学指導を実施し、特別支援教育の充実に努めます。
- ⑦ 児童・生徒の健全育成の指導に努め、非行、いじめ、不登校など、問題を抱える児童・生徒に対し、家庭、学校、地域の連携を密にし、指導の充実に図ります。
- ⑧ 学校、PTA、地域、行政が連携した安全教育の徹底と安全対策を推進します。
- ⑨ 英語力の向上や国際理解を深めるため、英語指導助手の招へい事業を推進し、情報化・国際化への適切な対応に努めます。
- ⑩ 地元高校である道立湧別高等学校との連携による中高一貫教育の推進のため推進会議への様々な支援の拡大に努めます。
- ⑪ 湧別高等学校の存続を図るため、各種存続対策事業の支援に努めます。
- ⑫ 児童・生徒の栄養バランスを十分考慮し、地元食材の使用など地域性豊かな魅力ある学校給食を推進し、食に関する指導の充実と学校給食センターの施設・設備の整備に努めます。
- ⑬ 教職員の研修活動の充実や地域との交流の促進と教職員住宅の整備に努めます。
- ⑭ 小中一貫教育を進めるため、義務教育学校を新設し、9年間一貫性のある教育活動に努めます。

### イ 社会教育

- ① 幅広い世代や住民ニーズ、家庭・地域の教育力を高めるなど、地域的課題解決に対応した各種講座や教室を開催します。
- ② 自主的な学習活動の支援に努めます。

- ③ 図書館相互の連携を強化し、蔵書の充実を図り、学習活動に必要な情報や本に親しむ機会の提供に努めます。
- ④ 移動図書館車を運行し、来館できない住民への読書活動を支援するため、車両の整備と更新を図ります。
- ⑤ 両湧別地区それぞれの文化センターや図書館など、同一機能を有する社会教育施設の相互利用システムを構築し、施設の有効活用を図ります。

## ウ 社会体育

- ① 各種講習会や大会等の開催により、スポーツに親しむ機会の提供に努めスポーツを振興し、住民の健康増進や相互交流の促進を図ります。
- ② スポーツ活動に興味・関心を抱き、楽しさを理解してもらうため、指導者の養成や指導体制の充実に努めます。
- ③ 体育協会やスポーツ少年団などの自主的な活動を支援します。
- ④ 住民のニーズを踏まえながら、耐震改修等を含むスポーツ施設の整備充実に努めます。

(3) 計画

事業計画（平成28年度～令和2年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
6 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 校舎	芭露小学校危険改築事業 校舎 1,875 m <sup>2</sup> 屋体 693 m <sup>2</sup>	町
		湖陵中学校大規模改造事業 校舎 2,388 m <sup>2</sup> 屋体 762 m <sup>2</sup>	町
		湧別小学校屋根改修事業 屋根改修一式	町
		開盛小学校改修事業 外壁塗装 A=1,618 m <sup>2</sup>	町
		富美小学校改修事業 外壁塗装 A=1,338.7 m <sup>2</sup>	町
		湧別地区義務教育学校整備事業 用地取得、新增築工事基本・実施設計及び統合改修工事実施設計	町
	教職員住宅	教職員住宅建設事業 新築 木造平屋 A=80 m <sup>2</sup> ×10戸 老朽住宅解体 10戸	町
	給食施設	給食センター配送用自動車購入事業 1台、3tクラス、冷蔵バン、付属品込み	町
		冷温水発生機取替事業 1基、冷房 281Kw、暖房 338Kw、A重油焚	町
		温水ボイラー取替事業 1基、A重油用、缶体出力 400,000Kcal/h	町
		厨房機器取替事業 炊飯機器、調理機器、洗浄機器、電動缶切機他	町
		学校給食センター防水改修事業 屋上防水 A=899.56 m <sup>2</sup>	町
	その他	小中パソコン等機器整備事業（更新） PC 113台 サーバー 6台 教員用ノート PC 73台	町
	(3) 集会施設、体育施設等 体育施設	中湧別総合体育館耐震改修工事 総合体育館 2,183.1 m <sup>2</sup> 第2体育室 524.88 m <sup>2</sup>	町
		畜産研修センター及びファミリースポーツセンター耐震改修工事 畜産研 1,039.69 m <sup>2</sup> ファミリー 1,246 m <sup>2</sup>	町
	図書館	湧別図書館情報システム更新事業 図書館情報システム 1式	町
	(4) 過疎地域自立促進特別事業	小中学校通学費補助事業 2km以上の通学費を補助	町
		スポーツ・文化合宿誘致事業 合宿経費の一部を補助	町
	(5) その他	語学指導助手招へい事業 英語指導助手 2名	町
		中高一貫教育推進事業 中高一貫教育推進会議運営補助	推進会議
		北海道湧別高等学校存続対策事業 教科書等購入費補助 学力向上推進費補助 海外交流派遣費用補助 部活動推進補助 学校体育文化活動費補助 部活動クリニック補助 部活動合宿遠征費補助 通学費補助	町

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

湧別町公共施設等総合管理計画の方針に基づき、整合を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

## 8 地域文化の振興等

### (1) 現況と問題点

合併前の旧湧別町と旧上湧別町は、オホーツクの厳しい自然の中で開拓の時代を互いに共有しながら、それぞれに個性のある文化を育んできました。

これまでの両地域の歴史を新「湧別町」として継承しつつ、芸術・文化等の住民活動を通して新町の地域文化を創造していく必要があります。

これまでの歴史と文化を整理し、適切な保存、管理、展示、紹介など行い、両地域の歩んできた歴史や文化、これから創造し刻んでいく新たな郷土の歴史と文化を後世に継承していく使命をもっています。

### (2) その対策

- ① ふるさと館 J R Y と郷土館における郷土資料の展示や企画展の実施により、旧湧別町と旧上湧別町両地域の歴史を継承しつつ、新たな地域文化の創造に努めます。
- ② 文化施設を活用し、芸術・文化に親しむ機会の提供と、住民の自主的公演活動など文化・芸術活動の支援に努め、文化センターの施設改修整備を図ります。
- ③ 住民の自主的な文化活動を助長し、文化団体等の育成支援に努めます。
- ④ 郷土の歴史や文化財を調査、収集、保存し、資料の展示のため、郷土資料収蔵庫の建設など郷土資料館の充実を図り、次世代への継承に努めます。
- ⑤ 北海道遺産に指定されているふるさと館 J R Y の「屯田兵屋」における、開拓当時の生活様式を実際に体験する児童・生徒の宿泊体験実習の実施や、ふるさとの歴史を題材とした体験型地域間交流を促進します。

### (3) 計画

#### 事業計画（平成28年度～令和2年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
7 地域文化の 振興等	(1) 地域文化振興施設等	文化センターさざ波改修工事 全体を5区画（東西南北面とタワー部分）に分割して順次改修 外壁素地調整、塗装、コーキングによる改修、足場の設置	町
	地域文化振興 施設	郷土資料収蔵庫建設事業 RC造 A=1,542.7㎡ 積層棚設置	町

### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

湧別町公共施設等総合管理計画の方針に基づき、整合を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

## 9 集落の整備

### (1) 現況と問題点

本町には、湧別市街地、中湧別市街地、上湧別屯田市街地の中心集落があり、その他の拠点集落として錦・登栄床・芭露・上芭露・計呂地・開盛・富美に市街地が形成され、自治会は30地区に分かれています。

これまでは、集落ごとの相互扶助と地域活動が活発に行われ、地域の活性化が図られてきましたが、人口が著しく減少し高齢化している集落もあり、集落の再編を含め新町の地域コミュニティの醸成を図る必要があります。

町外への人口流失を防ぎ、移住や定住者に対応した定住促進対策を推進することが必要とされています。

### (2) その対策

- ① 各地域の特徴を理解し、共通の地域資源等を組み合わせ、新たなふるさと創造のため、コミュニティ活動の推進と防犯対策のための支援助成を行い、交流の活発化を図ります。
- ② 自治会の広域的取組みの推進と活動への支援を行います。
- ③ 自治会活動の推進のため、活動拠点となる地域集会施設の整備を図ります。
- ④ 自主的な住民活動を支援する地域担当スタッフ制度を全集落に拡大・充実させ、地域への情報提供や地域の抱える問題等の把握・解決するなど地域活動を推進する人材の育成と地域と行政による協働のまちづくりの推進と地域の活性化を図ります。
- ⑤ 定住促進へ向けた分譲宅地の整備と新築・中古住宅取得に対する持ち家住宅建設奨励制度や民間賃貸住宅建設に対する助成を行い定住の促進を図ります。
- ⑥ 旧教職員住宅や地域の空き家等を活用し、居住体験住宅の整備及び空き家等の移住情報の提供により移住・定住の促進を図ります。

(3) 計画

事業計画（平成28年度～令和2年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
8 集落の整備	(1) 過疎地域集落再 編整備	定住促進団地整備事業 開盛JR跡地宅地分譲 15区画 A=9,831㎡、用地確定測量、 水道管敷設、団地内道路新設、造成 1式	町
		計呂地地区活性化センター改修事業 外部塗装・屋根塗装	町
		西芭露ふるさとセンター改修事業 外部塗装・屋根塗装	町
		芭露地区会館改修事業 外部塗装・屋根塗装	町
		登栄床地区防災センター改修事業 外部塗装	町
		東研修センター改修事業 外部塗装・屋根塗装	町
		錦研修センター改修事業 外部塗装・屋根塗装	町
		(2) 過疎地域自立促 進特別事業	持家奨励応援事業 持ち家建設補助 1件当たり50万円～200万円165件、持ち家 奨励補助 20件
	民間賃貸住宅等建設補助事業 民間アパート30戸 社宅40戸		町
	地域づくり振興事業 自治会などの地域組織が実施する生活環境整備事業・生活安全 確保事業・地域づくりイベント事業などに要する経費を助成し、 地域コミュニティ活動の活性化と生活安全の確保を図る。		町
	自治会運営費補助 自治会運営費補助金 30自治会		町
	(3) その他	街路灯整備事業 街路灯LED化 設置267基、既存街路灯撤去381基	町

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

湧別町公共施設等総合管理計画の方針に基づき、整合を図りながら、過疎対策  
に必要となる事業を適切に実施します。

## 10 その他地域の自立促進に関し必要な事項

### (1) 現況と問題点

地域の自立を促進するためには、行政と住民による協働によるまちづくりを進めていくことであり、そのためには、行政が保有する情報を公開・提供し、共有を図ることが大切です。

これまでは、広報誌やインターネットを活用した行政情報の発信提供を行ってきましたが、今後においても、多様な情報媒体を活用しつつ、まちづくりのための情報の積極的な公開・提供を図る必要があります。

情報化や国際化社会の中で、地域内のみならず、道内、国内そして海外との交流の促進を通して、新たな情報の取得や積極的かつ時代にあった情報の発信、低炭素社会の推進等課題への対応が求められています。

### (2) その対策

行政情報の公開・提供を進め、行政と住民との情報の共有に努め、住民と協働したまちづくりを推進します。

電算化された戸籍システムの維持管理に努め、住民サービスの向上と事務の効率化を図ります。

地球温暖化防止のための非化石エネルギー源を利用し低炭素社会を推進するため、自然エネルギーや再生可能エネルギー利用施設の設置について普及促進します。

### (3) 計画

#### 事業計画（平成28年度～令和2年度）

該当事業なし

### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

湧別町公共施設等総合管理計画の方針に基づき、整合を図りながら、過疎対策に必要なとなる事業を適切に実施します。